

消費生活活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

消費生活活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を平成十九年五月十四日とすること。

政令第 号

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成十八年法律第四百号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十九年五月十四日とする。

理 由

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○ 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成十八年十二月六日法律第百四号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律要綱

第一 目的及び定義

一 目的の改正

目的に製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を加えること。

(第一条関係)

二 定義の追加

1 消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、一般消費者の生命若しくは身体に対する危害が発生した事故又は消費生活用製品が滅失し、又はき損して当該危害が発生するおそれのある事故であつて、消費生活用製品の欠陥によつて生じたものでないことが明らかな事故以外のものを「製品事故」とすること。

2 製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するものを「重大製品事故」とすること。

(第二条関係)

第二 情報の収集及び提供

一 主務大臣の責務

主務大臣は、重大製品事故に関する情報の収集に努めなければならないものとする。

(第三十三条関係)

二 事業者の責務

1 消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売の事業を行う者は、製品事故に関する情報を収集し、一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならないものとする。

2 消費生活用製品の小売販売、修理又は設置工事の事業を行う者は、重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に通知するよう努めなければならないものとする。

(第三十四条関係)

三 重大製品事故の報告

1 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称等の事項を主務大臣に報告しなければならないものとする。

2 主務大臣は、重大製品事故の報告を受けた場合において、当該事故による危害が政令で定める他の

法律の規定によつて防止されるべきものと認めるときは、報告の内容について当該他の法律の事務を所掌する大臣に通知するものとする事。

(第三十五条関係)

四 主務大臣による公表

1 主務大臣は、重大製品事故の報告を受けた場合その他重大製品事故が生じたことを知つた場合において、必要があると認めるときは、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称等の事項を公表するものとする事。

2 主務大臣は、公表につき、必要があると認めるときは、機構に技術上の調査を行わせることができるものとする事。

(第三十六条関係)

五 体制整備命令

主務大臣は、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者が重大製品事故の報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合において、必要があると認めるときは、重大製品事故に関する情報を収集し、かつ、これを適切に管理し、及び提供するために必要な体制の整備を命ずることが出来るものとする事。

(第三十七条関係)

第三 危害の発生及び拡大を防止するための措置

一 事業者の責務

1 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、製品事故の原因を調査し、必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収その他の措置をとるよう努めなければならないものとする。

2 消費生活用製品の販売の事業を行う者は、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者が自主的に、又は危害防止命令を受けて行う消費生活用製品の回収その他の措置に協力するよう努めなければならないものとする。

(第三十八条関係)

二 危害防止命令

1 緊急命令について、主務大臣は、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとともに、見出しを「危害防止命令」に改めるものとする。

2 主務大臣は、危害防止命令を命じたときはその旨を公表しなければならないものとする。

(第三十九条関係)

第四 罰則

一 体制整備命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする事。

(第五十八条関係)

第五 施行期日その他

一 この法律は、公布の日から六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。

(附則第一条関係)

二 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の消費生活用製品安全法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする事。

(附則第二条関係)

三 独立行政法人製品評価技術基盤機構法について、所要の改正を行う事。

(附則第三条関係)